

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用のしおり

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

### 1. 対象のこども

海南市に住所を有するこどものうち、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していない0歳6か月から満3歳未満のこども

### 2. 利用時間

こども1人あたり月10時間まで

※当月における未利用時間については、翌月以降に繰り越すことはできません。

### 3. 実施施設

五月山こども園（海南市北赤坂3-1 電話 073-483-8888）

### 4. 利用定員

3人（0歳児 1人、1歳児 1人、2歳児 1人）

### 5. 預かり期間

令和8年4月1日（水）から

### 6. 実施日時

月曜日から金曜日 午前9時から午前11時・午後1時から午後3時

※祝日及びお盆（8月13日から8月15日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、年度末を除く

### 7. 利用料

こども一人1時間あたり300円

ただし、次に該当する世帯は、世帯の区分に応じた額を1時間あたりの利用料から免除します。

- ・生活保護受給世帯 300円
- ・市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯 200円
- ・要支援家庭 200円

※おやつなどその他実費については、実施施設において定めた金額を実費負担していただきます。

## 8. 利用の流れ

### (1) 認定申請

海南市役所子育て推進課へ初回利用希望月の前月の15日（土・日・祝日の場合は直前の平日）までに下記書類を提出してください。

（例）初回利用希望月が令和8年4月の場合→令和8年3月13日までに提出

- ・「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書」
- ・本年1月1日時点、前年1月1日時点の住民票が海南市外の場合、世帯全員の「市町村住民税課税証明書」や「市町村住民税納税証明書」の写し

※令和7年度にこども誰でも通園制度の認定を受けていた方についても、改めて申請が必要です。

### (2) 認定

申請に基づき認定します。認定されると「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」という。）のログインIDが発行されます。ログインすることで認定証を確認できるようになります。

### (3) 利用者によるお子さんの情報登録

ログインIDでシステムにログインし、利用するお子さんの必要な情報（アレルギー等）を登録してください。

### (4) 事前面談申込

初回の利用の際は、事前面談が必要です。

システムにログインし、利用施設に対して事前面談の申込みをしてください。

### (5) 事前面談

事前面談では、利用施設にてアレルギーや障害手帳の有無、発育状況などお子さんの安全確保に必要な情報を確認します。面談時には母子手帳をご持参ください。

利用にあたっての注意や決まりなどもお伝えします。

### (6) 利用予約

事前面談が終わった施設について、利用が可能となります。

システム上で施設の空き状況を確認しながら予約をしてください。

予約が確定すると、システムからメール及びシステム内の通知機能で連絡が来ます。

### (7) 利用

予約当日、施設を利用していただきます。

### (8) 利用料の支払

利用当日、利用施設にお支払いください。

**※2回目以降の利用は、(6)の利用予約から行ってください。**

## 9. 保育所等での預かり内容

- ・給食の提供はありません。水やお茶などの水分は提供します。
- ・原則、午睡は行いません。お子さんの様子に合わせて午睡することはあります。
- ・与薬は行いません。風邪などの感染症により与薬が必要な場合は、施設の利用をお控えください。

## 10. キャンセルについて

下記キャンセルポリシーをご確認いただき、同意のうえご利用ください。

### ● 海南省こども誰でも通園制度 利用に関するキャンセルポリシー

1. 利用施設との利用予約が完了した時点より当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 利用日を変更したい場合は、「こども誰でも通園制度総合支援システム」で手続きを行うと同時に、予約をした利用施設に連絡してください。
3. 無断でのキャンセルは利用施設や他の利用者へ迷惑となりますのでお避けください。
4. キャンセルする場合は利用日の前日までに「こども誰でも通園制度総合支援システム」で手続きを行うと同時に、予約をした利用施設に連絡してください。
5. やむを得ず利用の当日にキャンセルする場合は、速やかに予約をした利用施設に連絡してください。この場合、施設側ではお預かりする準備を整えているため、「こども誰でも通園制度」を利用したものとみなされ、予約していた時間分の利用可能時間が減少します。
6. キャンセルした時間分の利用料については、利用施設に確認してください。
7. 無断キャンセルや度重なる予約変更をされた場合は利用をお断りする場合があります。

## 11. 利用にあたって

- ・利用希望者が多数の場合、利用ができないことがあります。
- ・施設での面談により、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用できないことがあります。
- ・送り迎えは時間を厳守し、保護者の方が責任を持って行ってください。
- ・利用状況等について、実施施設と市が共有させていただきます。
- ・利用にあたっての詳細は、実施施設まで直接お問い合わせください。

## 12. 変更の手続きについて

申請内容に変更が生じた場合は、必ず「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書」を海南省役所子育て推進課へ提出してください。

手続きが必要な項目

- ・氏名
- ・住所（海南省内の転居）
- ・電話番号
- ・その他申請時から変更が生じた項目

### 13. 認定の取り消しについて

次のような場合、認定の有効期間内であっても認定を取り消します。必ず「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書」を海南市役所子育て推進課へ提出してください。

- ・ 海南市外への転出
- ・ 保育所、認定こども園等への入所・入園

お問い合わせ先	五月山こども園
	電話 073-483-8888
	海南市子育て推進課 保育班
	電話 073-483-8582